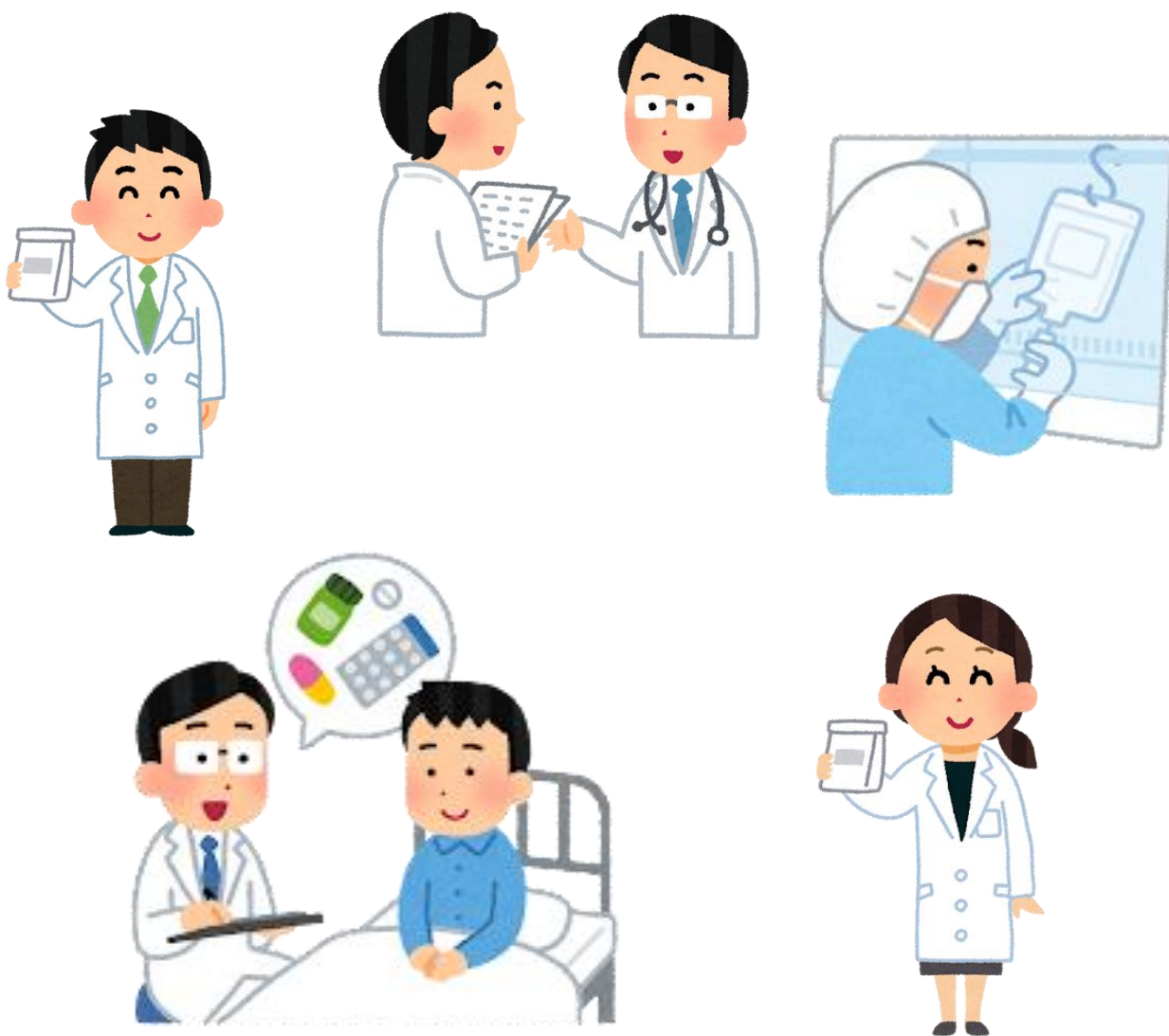


茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与制度 ガイドブック



令和8年（2026年）7月

茨城県保健医療部医療局

薬務課薬事グループ

＜修学資金の貸与を受ける皆さんへ＞

(必ず読んでください)

- このガイドブックは、令和9年度入学者向けのガイドブックです。
- ①修学資金貸与制度の概要、②大学在学中（修学資金を借り受けている期間）の手続き、③卒業後に修学資金の返還が免除されるまでの手続き等について記載してありますので、卒後、返還が免除されるまで、大切に保管して活用してください。
- 今後、手続き等に変更があった場合には、その都度お知らせしますので、必ずファイルに保管するなどして、紛失しないようにご注意ください。
- 修学資金制度の目的や返還免除については、次のとおりですが、詳しくは、このガイドブックの中に記載してありますので、確認してください。

・修学資金貸与制度の目的

茨城県内において病院薬剤師が不足する地域に所在する病院に将来勤務しようとする方に対し、その修学に必要な資金の貸付けを行い、地域医療を担う薬剤師の養成及び確保を図ります。

・修学資金の返還免除について

修学資金は、薬剤師の免許を取得後、直ちに薬剤師不足地域内の病院で薬剤師として従事し、かつ、県内の病院で病院薬剤師卒後研修プログラムに基づき9年間従事した場合（ただし、9年間のうち1/2以上の期間は薬剤師不足地域内の病院に従事）に返還が免除されます。免除の要件は、10～12ページを参照してください。要件に合致しない場合は、貸与した修学資金の額に利息を加えた額を一括で返還していただくことになります。

・制度からの離脱について

本制度から正当な理由なく離脱することがないようにしてください。

・手続きについて、不明な点がある場合には、下記あてお問い合わせください。

茨城県保健医療部医療局薬務課

ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yakumu/yakuji/yakuzaishikakuho/syugakushikintaiyoseido.html>



茨城県保健医療部医療局薬務課薬事グループ
薬剤師確保担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話：029-301-3393（直通）

E-mail：i-pharmacist@pref.ibaraki.lg.jp

目 次

1	用語説明	1
2	修学資金の概要	2
3	貸与申請について	3
	貸与申請に必要な書類	
4	在学中の異動と届出について	4
	定期的な届出、異動があった際の届出	
5	キャリア形成について	6
	在学中支援、イメージ図	
6	勤務先及び研修プログラムについて	7
	就職支援、研修プログラム等	
7	修学資金の返還猶予等について	9
	猶予	
8	修学資金の返還免除要件等について	10
	当然免除、裁量免除、病院への勤務義務期間	
9	修学資金の返還について	12
10	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例及び施行規則	13

1 用語説明

<用語の説明>

このガイドブックで使用している用語について、ご説明します。

○ 病院

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいいます。

○ 薬剤師不足地域

病院における薬剤師が不足する地域としてあらかじめ知事が定める地域のことで、入学時点での薬剤師不足地域ではなく、就職内定時点での薬剤師不足地域が適用されます。

○ 修学生

茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受けている薬学生をいいます。

○ 修学生薬剤師

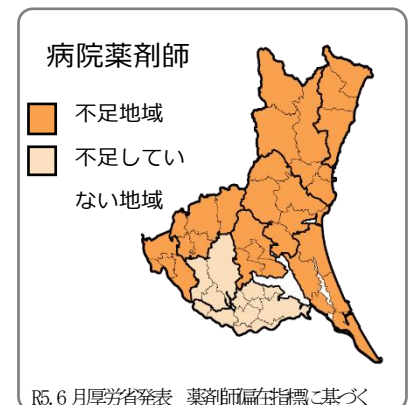
茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に定める修学資金の貸与を受け、従事義務を履行中の薬剤師をいいます。

○ 認定専門研修

薬剤師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修をいいます。

○ 病院薬剤師卒後研修プログラム

病院薬剤師としてのキャリア形成に資するプログラムです。この要項では単に「研修プログラム」と称しているところもあります。詳しくは 7 ページの「勤務先と研修プログラム」をご覧ください。



2 修学資金の概要

この修学資金は、将来、県内の病院において、薬剤師の業務に従事しようという意思のもと、茨城県地域枠として入学する方に対して貸与するもので、薬剤師の免許を取得後、直ちに県内の薬剤師不足地域内の病院において薬剤師として従事し、県内の病院において病院薬剤師卒後研修プログラムに基づき合計9年間勤務した場合に、返還を免除します。（9年間のうち1/2以上の期間は、薬剤師不足地域内※に勤務）。

※ 入学時点での薬剤師不足地域ではなく、就職内定時点での薬剤師不足地域が適用されます。

※ 薬剤師不足地域を茨城県保健医療部医療局薬務課ホームページに掲載しますので、確認してください。

項目	茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与制度
概要	薬剤師不足地域内の病院への勤務意思を有する方に県の面接及び地域枠設置大学※にて選抜試験を実施。入学者に修学資金を貸与。 ※順天堂大学
貸与条件	県内の高等学校等の卒業者（修了者）又は県内に居住する方の子
貸与額	月額 10 万円（年 120 万円／6 年計 720 万円）
貸与期間	正規の修学期間（最大 6 年間）
勤務先	県内の病院に限る
勤務先の選択	修学生 〔 採用を希望する病院の中から、 修学生が選択して採用試験を受ける 〕
返還免除	県内の病院で9年間勤務 〔 勤務開始は、薬剤師不足地域内の病院、 9年間のうち1/2以上の期間は薬剤師不足地域内に従事 〕
利息	年 10%
返還額 （見込み）	修学資金 720 万円＋利息約 215 万円＝約 935 万円
義務	1 茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例及び茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守すること。 2 学業に専念するとともに、県が実施する個別面談などの事業に参加すること。 3 薬剤師免許取得後は、薬剤師不足地域における病院において茨城県地域医療薬剤師修学資金貸与条例に規定する期間、薬剤師として従事すること。 4 本制度から正当な理由なく離脱しないこと。

3 貸与申請について

○ 貸与決定までの流れ

申請者から必要書類の提出があった後、県で審査を行い、修学資金貸与決定通知書（様式第2号）又は修学資金貸与不承認決定通知書（様式第3号）にて通知します。

入学後に下記の書類を提出し、6年間の貸与契約を結ぶこととなります。（2年生以降は4ページ「4 在学中の異動と届出について」の書類を提出することとなります）。

○ 入学時の4月に提出が必要な書類一覧

対象者	提出書類
新規貸与者（1年生）	(1) 修学資金貸与申請書（様式第1号） (2) 高等学校等の卒業証明書 (3) 大学の在学証明書（貸与を受ける年度のもの） (4) 住民票の写し（発行後3か月以内のもの） (5) 修学資金貸与契約書（様式第4号）4部 (6) 連帯保証人2名分の印鑑登録証明書 （発行後3か月以内のもの） (7) 口座振替依頼書 (8) 連絡先確認書

○ 修学資金の貸与

修学資金は毎月の月末に貸与する予定です。なお、初回の貸与は2027年5月末～6月初旬を予定しています。（4月～5月の2か月分を一括で初回のお振込み予定）

－貸与申請Q&A－

Q1 連帯保証人の要件を教えてください。

A1 申請者が未成年の場合は、2名の保証人のうち1名は申請者の法定代理人（親権者等）でなければなりません。

保証人となる2名は、原則、生計が別であり申請日時点で65歳未満でなければなりません。

Q2 申請書類に誤った記載をしてしまいました。修正の方法を教えてください。

A2 いずれの書類も、記入を誤った場合には、修正液等を使用せずに、見え消しにより訂正の上、訂正印を押印してください。

Q3 修学資金の振り込みは毎月何日ごろ行われますか。

A3 原則、月末を予定しています。（月末が銀行の休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。ただし、12月については、28日を予定し、当該日が銀行の休業日の場合は直前の営業日となります。）

Q4 振込口座の名義は、修学生本人以外でもいいのでしょうか。

A4 修学生本人の口座に限ります。

4 在学中の異動と届出について

○ 大学在学中の届出

(1) 定期届出

2年生以降は、以下の書類を毎年度4月に届け出てください。

- ・成績証明書（現在の単位取得状況が確認できるもの）
- ・大学の在学証明書（貸与を受ける年度のもの）
- ・連絡先確認書

(2) 異動届出

以下の事項に該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- ・連帯保証人変更届（様式第5号）
- ・氏名又は住所を変更したとき（様式第22号）
- ・退学し、又は退学の処分を受けたとき（様式第23号）
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき（様式第24号）
- ・休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は留年したとき（様式第25号）
- ・復学したとき（様式第26号）

ー届出Q & Aー

Q 1 結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。

A 1 住所及び姓が変わったときは、「氏名（住所）変更届（様式第22号）」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付はしていません。

なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。

Q 2 提出書類に不備があった場合はどうなりますか。

A 2 提出書類等に不備がある場合は、担当から手紙や電話、電子メール等で確認をさせていただきますので、その指示に従ってください。

なお、手紙や電話、電子メール等は修学生本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合などは連帯保証人に連絡をすることがあります。

Q 3 休学しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A 3 休学届を提出してください。（様式第25号）

なお、休学期間中は修学資金の貸与を停止します。

復学した際は、復学届（様式第26号）を提出してください。

修学資金の貸与を再開します。

※休学、復学した際の貸与のイメージはQ 4を参考ください。

Q 4 留年しましたが、この後どうすればよいか教えてください。

A 4 留年届を提出してください。(様式第 25 号)

なお、留年期間中は、修学資金の貸与を受けるかどうか、選択できます。

<留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

留年期間中に貸与を希望しなかった場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

① 留年期間中に修学資金の貸与を希望した場合

当初の契約期間（6年間）						契約期間 終了
1 年生	2 年生	3 年生	3 年生 (留年)	4 年生	5 年生	6 年生
貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与	貸与不可

② 留年期間中に修学資金の貸与を希望しなかった場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1 年生	2 年生	3 年生	3 年生 (留年)	4 年生	5 年生	6 年生
貸与	貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与

<休学のため、留年した場合のイメージ>

【追加契約について】

休学等により貸与の停止を受けた場合、当初の契約期間終了後に、貸与停止期間分を追加で契約する必要があります。

① 年度当初から休学し、次年度から復学する場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1 年生	2 年生	3 年生 (休学)	3 年生 (休学による留年)	4 年生	5 年生	6 年生
貸与	貸与	貸与停止	貸与	貸与	貸与	貸与

② 年度途中で休学し、次年度途中から復学する場合

当初の契約期間（6年間）						追加契約
1 年生	2 年生	3 年生 (10 月で休学)	3 年生 (4 月に復学)	4 年生	5 年生	6 年生
貸与	貸与	9 月まで 貸与	貸与 停止	9 月まで 貸与済み	貸与	貸与

5 キャリア形成について

○ キャリア形成支援について

修学生は、大学在学中は、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるように、県が実施する個別面談などの支援事業に参加していただきます。また、関係団体が開催するセミナーへの参加等支援を受けられます。

薬剤師免許取得後、薬剤師不足地域内の病院で従事することとなりますが、病院が提示する研修プログラムにより、基本業務から、病棟業務をはじめとした様々な業務を経験し、研鑽を積み重ねます。また、希望に応じて、認定薬剤師の資格取得のための研修などを含めた他病院での研修も実施されます。病院では本人の希望を最大限尊重しながら、研修プログラムを進めます。

○ 在学中のイメージ

区分	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
修学生	個別面談・セミナー等					就職試験 国家試験
	県内病院 説明会参加 病院見学 インターンシップ等				病院実習	

○ 卒後の勤務イメージ

(例 1)

区分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
修学生 薬剤師	A 病院勤務 (随時：認定専門研修への参加)								
	薬剤師不足地域内								

(例 2)

区分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
修学生 薬剤師	A 病院勤務		B 病院勤務 (認定専門研修等)		A 病院勤務				
	薬剤師不足地域内								

(例 3)

区分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目
修学生 薬剤師	A 病院勤務			C 病院勤務 (認定専門研修等)		A 病院勤務			
	薬剤師 不足地域内			薬剤師不足地域外		薬剤師 不足地域内			

6 勤務先及び研修プログラムについて

○ 勤務先について

(1) 薬剤師不足地域内の病院に勤務

薬剤師免許取得後、直ちに従事するのは、薬剤師不足地域内の病院となります。

(2) 薬剤師不足地域外の病院に勤務

薬剤師不足地域内の病院において薬剤師として従事した後、病院の研修プログラムに基づき、大学病院での研修や認定薬剤師の研修などを受講するため、薬剤師不足地域外の病院に出向等により従事する場合があります。

この場合の期間は、従事義務期間（9年間）のうち1/2以内の期間となります。

○ 従事義務期間中の研修プログラムについて

(1) 研修プログラムの作成、提示

修学生薬剤師の受入を希望する病院において、研修プログラムを作成します。

県において、各病院が作成したプログラムを修学生に対して提示いたします。

修学生は、提示された研修プログラムを確認し、就職する病院を選択する際に参考にして就職先を検討してください。

(2) 研修プログラムの内容

病院に従事しながら、病院薬剤師として基本となる調剤業務や入院されている方への服薬の指導などをはじめ、院内の医薬品の情報管理、医療安全（薬が誤って渡されたり投与されたりすることなどを未然に防ぐことなど）、チーム医療、地域連携（地域の診療所や薬局などと連携して患者さんの服薬指導などを行う）など様々な業務に携わります。

また、勤務を開始した病院の診療科目以外の業務などを経験するために、プログラムにおいて他の病院に出向して研鑽を積むなど、多様な業務経験を得ることが可能です。

さらに、認定薬剤師の資格を取得するための研修の受講も可能であり、県内の病院において研修を受講している期間も従事義務期間に含めます。

なお、就職する病院において、適宜内容を調整します。

－勤務・研修プログラムQ＆A－

Q 1 薬剤師の免許取得後、勤務する病院は、どのように決めるのでしょうか。医師のようにマッチングプログラムがあるのでしょうか。

A 1 勤務先の病院については、修学生が選択し、就職試験を受けていただき、採用が決定します。

勤務先の選択に当たっては、採用を希望する病院が作成した研修プログラムを県から修学生に提示しますので、自身の希望と見比べて、就職を希望する病院を決定してください。

Q 2 研修プログラムは、最初に提示されたものが実行されるのでしょうか。

A 2 勤務を開始する際には、採用された病院と修学生薬剤師で協議し、キャリア形成や資格取得などのタイミングなど、修学生薬剤師本人の希望を最大限に尊重しながらプログラムを進めていくことになります。

Q 3 勤務が決定した病院から、研修プログラムで他の病院に勤務する際に、身分はどうなるのでしょうか。

A 3 勤務先病院と研修先の病院とが協議し、対応します。

7 修学資金の返還猶予等について

○ 修学資金返還の猶予

(1) 返還の猶予の考え方

返還の事由が生じた場合には、その日から1か月以内に修学資金に利息を加えて一括で返還することとなりますが、次の場合には、一定の期間、返還が猶予されます。また、その事由がなくなり、再び薬剤師として従事する場合には従事義務の履行期間が再開されます。

なお、返還の猶予を受けている期間は、返還免除に係る従事義務の履行期間には算入されません。

(2) 返還が猶予される場合

事由	猶予期間	根拠条文・申請様式
①修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き大学の薬学を履修する課程に在学しているとき	大学の薬学を履修する課程に在学している期間	条例第12条第1号 様式第14号
②薬剤師不足地域外の病院において認定専門研修を受けている場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第2号 様式第14号
③大学院の薬学を履修する課程に在学している場合	大学院に在学する期間	条例第12条第3号 様式第14号
④上記以外で地域医療の充実に必要な薬剤師の養成及び確保のため特に必要であると認められる場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第4号 様式第14号
⑤育児休業をしている場合 ※産前産後の特別休暇は義務期間に算入	育児休業を取得している期間	条例第12条第5号 様式第14号
⑥災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難な場合	知事が必要と認めた期間	条例第12条第5号 様式第14号

○ 認定専門研修について

薬剤師不足地域外の病院において研修を受講する期間は、従事義務期間に含めます。

－返還猶予Q&A－

Q1 病気や事故でしばらく薬剤師として勤務することができません。修学資金を返還しなければならないのでしょうか。

A1 修学資金の返還猶予できる可能性があります。修学資金返還猶予申請書（様式第14号）及び勤務することができない理由を証明する書類（診断書等）を県に提出し、県の承認を受けることで、知事が必要と認めた期間は修学資金返還を猶予することができます。

8 修学資金の返還免除要件等について

○ 修学資金返還の免除

返還が免除となる場合

(1) 返還債務の当然免除

修学生が次の①又は②に該当する場合は、修学資金の返済が免除されます。

① 次のア及びイに該当する場合（条例第13条第1項第1号）

ア 薬剤師の免許を取得後、直ちに薬剤師不足地域内の病院で従事すること。

イ 次の（a）と（b）の期間が、貸与を受けた期間の1.5倍の期間に達したときであって、（a）＋（b）の期間の1/2以上の期間を薬剤師不足地域内の病院で従事すること。

（a）薬剤師不足地域内の病院において従事

（b）薬剤師不足地域外の病院において従事

【6年間貸与を受けた場合の例】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
例1	(a) 9年 [A病院]								
例2	(a) 2年 [A病院]	(a) 2年 [B病院]		(a) 5年 [A病院]					
例3	(a) 3年 [A病院]		(b) 2年 [C病院]		(a) 4年 [A病院]				

凡例)

薬剤師不足地域内の病院で薬剤師の業務に従事

薬剤師不足地域外の病院で薬剤師の業務に従事（出向、研修含む）

② ①の場合における期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により薬剤師の業務に従事ができなくなったとき。

(2) 返還債務の裁量免除

次のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。（条例第14条）

① 修学生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により薬剤師業務の従事等ができなくなったとき。

② その他特に必要があると認めるとき。

○ 提出が必要な書類

(1) 返還債務の当然免除

- ・ 修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号)
- ・ 業務従事証明書 (様式第 18 号)

(2) 返還債務の裁量免除

- ・ 修学資金返還裁量免除申請書 (様式第 21 号)
- ・ 裁量免除に該当することを証する書類

－ 返還免除要件 Q & A －

Q 1 修学資金を 6 年間借りた場合の従事期間は何年ですか。

A 1 修学資金の返還免除を受けるために必要となる従事期間は、貸与期間の 1.5 倍のため 9 年となります。そのうちの 1/2 以上の期間 (4.5 年以上) については、薬剤師不足地域の病院において、薬剤師の業務に従事することとなります。

なお、薬剤師免許取得後、直ちに勤務を開始する病院については、薬剤師不足地域内の病院から選択していただきます。

Q 2 全額免除に必要な期間を県内の病院において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。

A 2 修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号) などの必要書類を提出してください。該当する時期に県から手続きについて連絡します。修学資金返還当然免除事由発生届 (様式第 17 号) が提出された場合は内容を審査し、その結果、免除を承認できる場合は修学資金返還免除認定 (承認) 通知書 (様式第 19 号) を送付します。

Q 3 業務に従事していた期間は何で確認しますか。

A 3 従事した病院の長が証する業務従事証明書 (様式第 18 号) で従事期間を確認します。

Q 4 病気や事故等で薬剤師として勤務できなくなった場合は、返還債務の免除に該当しますか。

A 4 病気や事故等が業務に起因する場合は、返還債務の当然免除に該当する可能性があります。また、当該免除の事由が業務に起因しない場合でも返還債務の裁量免除に該当する可能性がありますので、そのような場合には、速やかに県保健医療部医療局薬務課薬事グループ薬剤師確保担当までご相談ください。

9 修学資金の返還について

○ 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を返還していただきます。

《返還事由と具体例》

返還事由	具体例
(1) 契約解除 【条例第8条第1項第1号から第5号】	①退学したとき ②事故等で心身を故障し、修学継続の見込みがなくなったとき ③ 学業成績が著しく低下したとき ④本人が貸与を辞退したとき ⑤死亡したとき など
(2) 薬剤師免許が取得できなかったとき 【条例第11条第1項第2号】	2回以内（大学を卒業してから1年6か月以内）の受験で、薬剤師免許が取得できなかったとき
(3) 薬剤師不足地域での従事期間が修学資金の貸与を受けた期間の3/2に相当する期間の1/2未満の期間 【条例第11条第1項第5号】	薬剤師不足地域内の病院での従事期間が貸与期間の3/2（通常9年）の1/2に達しないとき
(4) 薬剤師免許取得後、死亡又は心身の故障による業務従事不可 【条例第11条第1項第6号】	死亡、心身の故障により、薬剤師の業務ができなくなったとき

※返還事由の発生が見込まれる場合は、速やかに県保健医療部医療局薬務課薬事グループ 薬剤師確保担当までご連絡ください。